

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

----- ○ -----

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

議案の撤回について2件が日程に追加されました。

会議規則第22条の規定により、日程の順序を変更し、追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

----- ○ -----

追加日程第1 議案第25号 財産の取得について撤回の件

○議長（小松則明君） 追加日程第1、議案第25号財産の取得について撤回の件を議題といたします。

議案第25号、財産取得について撤回の理由説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 去る、本定例会初日の3月2日に、報告3件、議案49件を一括で提案しておりましたけども、議案第25号につきまして取り下げをお願いするものがあります。

内容でございますが、議案第25号は三枚堂地区災害公営住宅に係る財産取得であります。そのうちの取得金額に相違が生じたものであります。

相違が生じた理由でございますが、当該災害公営住宅は、岩手県の建設で整備を進めているところであります。県におきまして東日本大震災復興交付金の補助率算定に誤りがあったとのことで、その連絡が3月5日月曜日に入ったところであります。

結果といたしまして、提案した議案の取得金額に相違が生じ変更を余儀なくされたものであります。

以上、取り下げ理由を申し上げました。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

ただいま、議題になっています議案第25号財産の取得について、撤回を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。

議案第25号、財産の取得について撤回を許可することに決定しました。

○

追加日程第2 議案第26号 財産の取得について撤回の件

○議長(小松則明君) 追加日程第2、議案第26号財産の取得について撤回の件を議題といたします。

議案第26号財産の取得について撤回の理由説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 理由を申し上げます。

内容でございますが、議案第26号につきましては、町方地区災害公営住宅に係る財産取得でございますが、議案第25号同様、取得金額に相違が生じたものでございます。

相違が生じた理由につきましては、先ほどの議案第25号と同様でございますので、省略させていただきます。

結果といたしまして提案した議案の取得金額に相違が生じたことから、変更を余儀なくされたものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) お諮りいたします。

ただいま議題になっています議案第26号、財産の取得について撤回を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。

議案第26号財産の取得について撤回を許可することに決定いたしました。

○

日程第1 議案第12号 大槌町企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第1、議案第12号大槌町企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

の一部改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 議案第12号大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

本条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に改められたことから、関係する条例を改正しようとするものです。

本条例は、産業集積を進める重点区域において、国で定められた緑地及び環境施設の面積率の要件緩和を図るものであり、条例改正により、これまでと同様の措置が受けられることとなります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上が、大槌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案の内容でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第12号、大槌町企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第13号 大槌地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第13号大槌地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表の1ページ目をお開きください。

別表第1第2条関係に、今回新たに追加する「町方産業拠点地区地区整備計画」を追加するものです。

別表第2、第3条第7条関係は、建築基準法の改正により、法別表第2の1に新しく田園住居地域が追加されたことから、改正前の「ちりぬるをわ」項が、「りぬるをわか」項に改正されたことから、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の2ページ目をお開きください。

また、安渡津波復興拠点地区Bに、1、法別表第2（り）の項第2号に規定するについても、建築物の規定を追加するほか、町方産業起点地区地区整備計画区域についても、今回新たに規定するものです。

新旧対照表の3ページ目をごらんください。

最後に、附則でこの条例の施行期日を規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 質問がちょっとあってないかもしれませんが、よろしくお願ひしたい。例えば、震災前にこの町方地区で住宅兼例えばクリーニング屋をやっていたと。クリーニング屋ってある程度、何か工場みたいなところありますよね。あるいは、住宅と隣接して、例えば大工さんが作業小屋を持っていたと。そういう場面があったと思うんですが、今回のこの土地区画整理事業において、クリーニング屋さんなり大工さんが持っていた土地がですね、家を建てる時、プラス震災前にあった、そういうなりわいに関するような、倉庫とかあるいはそういうものを、作業場とかを建てる場合、どのようなまず制限があるのかなのか、あるいはその希望どおり震災前と同じように同じような建物が建てられるのかどうかというのが、この条例の中で、どうなってくるのかなっていうところをまず聞きたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 町方地区の一つは町方地区の区域ですけども、今回の土地区画整理事業では土地の利用の造成図られて、普通は用途地域というのは商業地域が大き

くなったりしていくんですが、今回の場合、珍しいことにダウングレードしてます。

したがって、用途地区の商業地域が非常に狭い地域、今であれば末広町の部分と、あとは七軒町と言われたあの部分にだけかかっています。その他、近隣商業の住居になってまして。そうなりますと、これまで商業地域であれば、クリーニング屋とか大工さんというのは、原動機の使用というのが、1.5キロ、1.5キロワットの間では、それまで何も制限がなかったんですが、1.5キロワットまでという制限がかかるので、これまでやっているところができなくなります。

それで、今回うちのほうもこの用途を書くに当たっては、それまで持っていた方々の人たちからもその機能を再開するかどうかとかですね、そういうものを聞きながら、用途を狭めされるものでございます。

したがって、今の時点では余りそういったものはないようには配慮しました。また、そうであればそれを、区画整理の中での感じの中です、処理できるようなことを行ってまいりました。ただ実際は、そういった中で住居地域が広がってですね、商業地域が狭まったので、これまでどおり広い区域でそういったことができるようにはなってございません。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第13号大槌地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----
日程第3 議案第14号 大槌町特定用途制限地域内における建築物の用途制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 大槌町特定用途制限地域内における建築物の用途制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うもので、第7条第2項第1号にある第137条の17を18に、第2号にある第137条の18を19に改正するものです。

また、議案第13号と同様に、建築基準法の改正により、条項ずれになった部分について所要の改正をするものです。

最後に、附則でこの条例は都市計画法第21条第2項において準用する同法第2条第1項の規定により、特定用途制限地域として都市計画決定の告示をした日から施行することを規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第14号大槌町特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----
日程第4 議案第15号 大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第15号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは新旧対照表をお開きください。

新たに、第33条では清算金の徴収交付事務を、第34条では徴収すべき清算金の滞納処分を規定するものです。

新旧対照表の2ページ目をお開きください。

最後に、附則でこの条例は、土地区画整理法第103条第4項による換地処分の公告の日から施行することを規定します。

以上御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第15号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第16号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第16号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

入居者資格を規定する第5条第1項第2号エの「当該災害の発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円」の条文を削除するものです。

新旧対照表の2ページ目をお開きください。

また、別表第3条関係の町営住宅等の名称に、三枚堂第1町営住宅、三枚堂第2町営住宅、三枚堂第3町営住宅、三枚堂第4町営住宅、寺野・臼澤第3町営住宅を追加し、所在地に、小槌第20地割、小槌第21地割、小槌第21地割、小槌第19地割、小槌第21地割、小槌第20地割を追加するものです。

最後に、附則でこの条例の施行期日を定めております。

以上御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第16号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第6 議案第17号 大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第17号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第17号大槌町立図書館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページの新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、第2条大槌町立図書館の位置を、大槌町大町7番2号を大槌町末広町1番15号に改正するものです。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第17号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第7 議案第18号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第18号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第18号大槌町公民館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページの新旧対象法対照表をお開きください。

改正の内容は、第17条吉里吉里分館の位置を、大槌町吉里吉里一丁目1番1号を、大槌町吉里吉里一丁目10番3号に改正するものでございます。

また、吉里吉里分館使用料金につきましては、別表第3の記載のとおり、分館ホール、小会議室、和室、調理実習室、全室における使用料金を、各時間帯における1時間当たりの料金に改めるものでございます。

今回の料金設定については、安渡分館同様に中央公民館の使用料金を基本に設定しております。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑、お待ちください。

下村議員。お待ちください。

質疑に入ります。下村義則君。

○2番（下村義則君） これは冬期も同じ金額でよろしいのですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） これは、各分館とも夏場冬場関係なく同額の料金設定しています。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 何点か確認させてください。

この料金の改定なんですけども、考え方として新しくなったってということなのか、その面積として大きくなったんでそれに応じて改正された金額なのかと。恐らく後者だと思うんですけども、その確認をさせていただきますということと、新しいこういった、今回吉里吉里地区ですけども、きのうの「おしゃっち」にしても、もう既にできてる安渡公民館避難ホール等にしても、これからできる赤浜地区にしてもそうだと思うんですけども、せっかく新しくできる設備ですので、活用方法については拡大したほうがいいんじゃないかなという考え方でちょっとお聞きしたいんですけども、町が復興していく中で、小学校も統廃合されて、子供たちの居場所がかなり制限されてきたという中でこういった体育館とか避難ホール等は、放課後、あるいは、子供たちが休みの日の、時間の過ごす場所、遊ぶ場所として有効だと思うんですけども、そういう使い方もできるというふうに理解していいか2点お願いします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 料金設定に関しては、もちろん新しいっていう設備の関係もありますし、平米単価によりますので、基本的には、まず先ほど申しましたように

中央公民館の基本料金を設定基本にしています。

いずれ公民館というのは皆さんの施設ということでは、子供も大人も使えるというようなことでは、そういう施設でございます。

○議長（小松則明君） 子供が放課後に使えるか使えないかっていうのは答えていませんよ。使えるということでもいいんですか。

○生涯学習課長（鎌田精造君） はい。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） せっかく新しくできた公共の設備なので、町民、普通の大人の人だけに限らず子供もちろん使えるような環境であるべきだと思います。

そういった意味で、ちょっともう1点確認したいんですけど。今回の料金改定で、例えば吉里吉里地区でも従来ホールであれば200円から500円に上がると。きのうの「おしゃっち」であれば、1,200円、1時間1,200円ですか。安渡公民館なんかでも900円くらいだと思うんですけど。子供たちが、例えば、大勢で使う場合にお金を出し合っ使用するか、あるいは1人2人で使いたいとき、その1人2人が900円なり500円なり1,200円なりを1時間当たり毎回負担しなければいけないのか。

こういう使い方本当に住民が使いやすい施設と言えるのかなという疑問があります。

認められた団体には減免制度があると思うんですけども、それにしても2割減免8割負担とかという使い方になると思います。

子供にもそういう減免処置という考え方ができないのか。その場合も2割負担程度ではほとんど余り意味がないような気がするんで、これからの使い方として一般の大人の人の団体で行動するような予算的な裏づけがあって、そこで費用負担してできるような使い方であれば問題ないと思うんですけども。

子供たちの居場所として、非常に重要な設備となってくると思いますんで、例えば赤浜地区の中でも学校がなくなり、体育館がなくなり、新しいホールはできるでしょうけども、広く遊べるスペースがなくなると思いますんで、こういったホールを有効活用できるような施策も引き続き検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 以前、安渡公民館のようにロビーが広いと。あそこは無料のスペースということでありますけども、まず、吉里吉里に関してはホールも修繕はやつとると。玄関先には無料のスペースでございますが、自由に使っていていいと。

いずれ1人2人ということになんですけども。ある程度はその辺は地区の皆さんと相談して検討してまいりたいと。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） ちょっと今、関連なんですけども。浪板地区にも交流センターっていう施設がありまして、それはちょっと目的がこの公民館とはちょっと違うとは思いますが、交流センターのほうには卓球台とかそういう子供たちが遊べる道具があるわけですよ。

今後、安渡にしろ吉里吉里にしろ赤浜にしろ、そういう卓球台、遊具っていうんですか。ちょっとわかんないですけども、そういうのは、町のほうで準備してもらえるのか、そこらは、どうなんですかと思うんですけども。

お願いいたします。

○議長（小松則明君） 学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 地区のほうの要望があれば、我々も検討してまいりたいと。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第18号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----
日程第8 議案第19号 大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第19号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第19号大槌町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

新旧対照表をごらん願います。

本条例改正は、大槌町上水道事業の給水区域において、給水装置工事を施行する場合の設計審査と、工事竣工検査の手数料を他市町村の動向を踏まえ、定率制から定額制に改正するものであります。

第34条第2号は、改正前「積算工事費に1,000分の5を乗じて得た額とする。ただし、100円に満たない場合は100円とする。」を、改正後「専用給水装置または給水主管1件につき2,000円とする。ただし、撤去のみの場合は1,000円とする。」に改める。

第34条第3号は、改正前「精算工事費に1,000分の10を乗じて得た金額とする。ただし、300円に満たない場合は300円とする。」を、改正後「専用給水装置または給水主管1件につき4,000円とする。ただし、撤去のみの場合は2,000円とする。」に改める。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第19号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第9 議案第20号 大槌町立保育所設置条例の条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第20号大槌町立保育所設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第20号大槌町立保育所設置条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

条例案をお開き願います。

本条例は、平成30年3月末日をもって大槌町立安渡保育所を閉所をすることに伴い、大槌町立保育所設置条例を廃止しようとするものであります。

また、附則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、笑わないで聞いてください。

この条例を残すことによって、負担はあるのかないのかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 意味わかりますか。

俊作議員、何の負担でしょうか。

○8番（阿部俊作君） 条例があることによって、ね。

討論で言おうと思ってはいましたけども。まず、子供たちを守る立場っていうことで、条例を残してほしいって討論で言うつもりですけども。そのために、ただ条例だけがあって、それで新たに何かそれを管理したとかそういうものは、建物はなくなっても条例はまた別ですから。そのことだけで、負担があるのかないのかだけお聞きします。

○議長（小松則明君） 当局。副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 一般的な話で答えたいと思うんですが。条例を残すことによって、建物は解体処分できるかということになるんだと思います。なので、条例があるということ、建物だけを早く解体しましたとか、処分しましたということとはできないということになるかと思えます。そうすると、何らかの維持費は発生する可能性はあるかなというふうには考えます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 図書館条例は、図書館はなくなったんですけども、そのまま残して再開が進んだわけなんです。そのことで、建物とは関係なくっていうことを私は考えて…。

廃止することに伴って、建物っていうかそういう方向の解体、整理っていうのはあってもよいと思いますけども。条例は必ず置けっていうわけではないわけですので、それは行政の町長の判断でできるものだと思います。ただ、条例をなくさなければ解体できないとか、そういうものでもないと思いますので、その辺をお尋ねしたわけです。

条例を残すことによって解体できないってそういうものでもないと思いますので、その辺どうでしょう。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 図書館の場合はですね、再建しようというものですので、建物がなくなっても条例は残っていたということになります。そして、今回再建したわけで

すから、住所を変更してそのまま条例を生かしたという経過がございますので、若干違いはあるのかなということに思います。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君。登壇願います。

○8番（阿部俊作君） 今まで一般質問で安渡保育所等々については何とか存続を願ってきたわけですが、情勢の状況で、やっぱり廃止に至るということではございます。

しかしながら、町の未来これからどういうまちをつくるか、もっと人数をふやし、子供たちをふやし、活発な町にする。そういう、方向性っていうか目的、夢と希望を持って私はまちづくりにしたい。頑張っていたきたい。

それから、安渡地区には、女性雇用の企業が多数集結しているわけです。

今後、そういうのを見ながら、子供たちの女性の働きやすい環境も含めて、そういう、将来のことも、考えております。

それから、全て私立にお任せする。ないとは思いますが、何らかの事故があった場合に、やっぱり公的機関で子供たちを守る、そういう姿勢がなければならないと思います。

それで、先ほど言いましたけども、図書館条例はなくなったことで廃止しようっていう動きもありましたけども、条例があったことによって再建はスムーズで、再建するにはやっぱり条例をちょっと残しても、いいのではないかっていう思いであります。

公共の町として、子供たちを守るっていうそういう姿勢の一つでも私はあるかと思っておりますので、条例だけは残しておいて、いざというときに、子供たちを守る砦として、私は考えて条例を残すようお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） その他、討論はございますか。（「なし」の声あり）

進行いたします。討論を終結いたします。

これより、議案第20号、大槌町立保育所設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第21号ですが、地方自治法第117条の規定により、12番、阿部義正君の退席を求めます。

（阿部義正君退場）

○

日程第10 議案第21号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第21号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、町道小槌1号線（滝見橋）ほか橋梁補修工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約の金額、6,210万円、

4、契約の相手方、岩手県盛岡市加賀野二丁目8番15号、東野建設工業株式会社、代表取締役東野久晃です。

次のページをお開きください。

入札は、平成30年1月31日に行っております。

入札参加条件は、大槌町営建設工事入札参加者名簿に登録されている業者のうち、岩手県内に本社または営業所を構えており、次の要件いずれかを満たしている業者。平成19年4月以降に大槌町または他の機関が発注した橋梁補修工事の元請として完了または実施中の実績を有すること。平成19年4月以降に大槌町または他の機関が発注した橋梁補修工事の下請として下請額合計1,000万円以上の完了または実施中の実績を有すること。

入札参加業者は記載のとおりであります。

次に、参考資料をお開きください。

工事場所、上閉伊郡大槌町金沢第32地割ほか地内。

工事期間は、今回の議案が可決された日の翌日から平成30年3月31日まで。

実施理由は、町道管理橋梁である滝見橋、山岸橋、源水橋、浪板橋について橋梁点検等により劣化が確認された部位を橋梁長寿命化修繕計画に基づき補修工事を実施するも

のです。

施工概要は、滝見橋施行延長橋長12.4メートル、橋梁補修工、上部工下部工橋面一式です。

山岸橋、橋長61.5メートル、橋梁補修工下部工一式です。

源水橋、橋長4メートル、橋梁補修工下部工一式です。

浪板橋、橋長17メートル、橋梁補修工上部工下部工橋面一式です。

次のページに位置図を添付しております。

以上、御審議のよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） これ見た時にですね、入札執行年月日から工事翌日から入ったとしても、完成30年の3月31日ってありますけれども、ここにちょっと疑問を感じました。

滝見橋って奥だからさ、長井よりずっと奥だから。雪が結構積もっているし、それで、大丈夫（なのか）。あとは、浪板の方とかなんかはいいとは思いますが、この予定どおりいくのかいかないのか。

あとは、台風被害によっていろいろ道路が分断された状態で着々と工事はやっていますが、その際その工事をやっている工事の最中に車の通行が可なのか否なのか。入る車があったら、通してくれるのかくれないのか。そういう2点についてお伺いします。

○11番（金崎悟朗君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 今回の部分については3月31日までということでございます。補正予算のほうで繰越の追加の変更のほうで繰越の設定をしますので、それになれば、今度期日を翌年まで期日変更をすることになってございます。

○議長（小松則明君） 車の件、通す通さないの件は。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 車の関係でございますが、下部工等をする場合については、通行止めもせざるを得ないという状況でございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） いろんなどこ歩いてでがらですので、工事中のところに行っても例えば、通れるはずなのに工事をやっているんだからって感じで通さない場合がある。だから、ある程度工事をやる人たちはそれは仕事だからそうなんだけども、やはり例えば時間帯なら時間帯で、何時から何時までは通行止めだよっていう看板をくらい立てていただきたいなと思いますけども。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 当然、全面通行止めというよりも工事をする部分の時間帯をとめるということになります。ただ、荷重等の問題があつて、どうしてもとめざるを得ない部分にはきちっと周知をしながら施工していくと。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 修繕で長寿命化するということは賛成でございます。

そこで、昭和時代につくられた橋を今修繕していくということで、ちょっと現在には使い勝手が悪い橋が見受けられると。

今回のこの山岸橋なんですけど、私毎日通っていてちょっとあれなんですけど、例えば、大型ダンプあるいは山林がある都合上、木材を運ぶ車等々が結構大型化になっていますので、どうしても曲がるところがぶつかってしまつて、なかなかその長い車が曲がり切れないっていうような、曲がるのに難儀をするというような橋が何カ所かありますので、今回この山岸橋はその補強工事をしていただくんですが、できれば、例えば曲がる場所を少し広く切ってもらつて、大きな車が曲がれるような方法を取り入れることができないのかなというのを常々思つてるんです。

難しいことはわかるんですが、新しく橋をつくる余裕がないのはわかってますので、そういうものも取り入れた中で長く使うような方法も必要なんじゃないかなと思います。橋によっては、現状のままでいいところもあると思うが、やはりそういうものを考えた中で補強工事をするときには今後考えてみなければいけないのかなと思つてはいますけど。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 今回の補修については長寿命化計画の判定が3というものについて修繕をしようとするものでございます。

国の施行令が変わりまして5年に一度こういう点検が義務づけられて橋を修繕して、長寿命化を図るということでございます。

今議員がおっしゃる部分についてはですね、橋の補修、橋補修本体を当然元通りにするわけなんですけども、おっしゃっている山岸橋云々というのは手前のほうのですね、道路のほうの拡幅をしないと、そういうことができないということなんです。

これらについては、あそこはちょっと高さがあつて盛り土等いろいろなことがありますので将来的な財源等を考慮しながら、そういう部分についてはですね、そういう橋の

部分についてはいろいろ次の計画等で検討していくということになります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

ぜひ検討してもらいたいんですが、例えばこの9月に仮設住宅が改修になって解体が始まるわけですが、恐らくどのような車が来るかわかりませんが、あそこは多分難儀する場所だと思いますので、もしかして、応急的にもちょっと広くするようなことができるのかどうかということを検討してみたほうがいいと思います。

それと、あそこの部分は今金崎議員が言ったことと関係あるんですが、子供たちが、朝晩乗るところですので、教育委員会サイドではそこら辺を十分工事に伴う子供たちの安全というところを確認してもらいたいなということ要望して終わりたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 非常に申し上げにくいことなんですが、いわゆる拡幅っていうのは、橋の場合非常に困難でございまして、橋台をも直し上部工も替えるということで、ほぼほぼ架け替えと同じぐらいかかるんです。なので、なかなか難しいところがあります。ということだけはちょっと御理解していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、環境課長が言われたように、ぜひ出てからののりの部分はどうか工夫した中で、この回り具合が楽に安全に通れるような、どのような車でも通れるような、この道路環境にしていきたいなと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 工事の内容について若干お伺ひしたいんですが、今回提案されている内容は4件ですか。

現在、町内に補強を補修するすべき橋っていうのは。ほかに何件ぐらいあるのかというのと、今回新設じゃなくて補強補修ということになってますが、簡単に言うとどういような工事なのか、お示ししていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 長寿命化計画の中で橋梁の点検をします。

まず、約140橋ほどの点検を行いまして、判定3の部分については、今回このとおりやりますし、30年度予算のほうでも可決をいただければ、そういう補修の6橋ほどです

か。補修の予算を一応見てございます。

そういう長寿命化計画の中で判定3、それに近い橋を補修しながら予防保全を図って長寿命化を図っていくということになります。

今回の工事4強のうち、下部工、橋脚の根本等の浸食等の部分についてはきちっとその補強をしていくというのが主な工事でございます。

○議長（小松則明君） 整備課長。

橋脚とは何ぞやというテレビで見ている方にね、わかりやすく。橋脚とは何ぞやと。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 橋の真ん中に足がございませぬ。これを橋脚といいますので、川岸のほうについては橋台といいます。その橋脚の部分、当然水が流れるところにある部分の下部が浸食、劣化してくるのを今回補修するのが主なものです。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 以前、調査の段階において築大体40年以上経ってるような橋に関しては全面改修を年次計画を立てながらやっていきたいというような答弁が行われたような議会もあったと思うんですが。そういった箇所についての再度見直し、こういったものは考えておられますか。

それから、今回の工事によって補修補強したものについての橋。これの耐用年数を大体どのぐらい見ておられるのか。

この2点についてお伺いします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 御質問の後段の方から、後のほうの部分からいきますけど、補修をして今回の長寿命化計画については、補修それから予防保全、ちょっとした劣化もやりながら50年サイクルでこういうふうに戻していくっていうんですか。橋を保持させていくという考え方でございます。

前段のほうの質問でございますが、昭和等から建設された橋等もございませぬ。

これらは、診断の結果で判定1とか2とまだもつという段階については、劣化が進む段階では補修をしながら持たせていくと。

今国交省なんか言っていますのは、逆に橋をそのまま残すのではなくて集約化して、民家が少なく民家がないという部分については橋を集約。逆に提供しなさいという部分がございますが、大槌の場合は民家がなくとも当然その山に行くとか農道という部分があったりして。その橋をなくせないという部分がございますので、この長寿命化の中で

補修をしながら進めていくと。

その大きくかけかえる云々というのは、源水大橋のように当然必要性があつて、きちんと新しくする新設分する部分がございますが、今のところは長寿命化の中で補修を図りながら橋脚を持たせていくという考え方でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第21号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

阿部義正君の除斥を解きます。

（阿部義正君入場）

11時5分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

○

再 開 午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第11 議案第22号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第22号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第22号工事請負契約の締結について御説明いたします。

- 1、契約の目的、赤浜地区公民館・復興まちづくり支援施設建設工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、契約の金額、7億6,500万7,200円。
- 4、契約の相手方、岩手県盛岡市津志田中央一丁目3番28号、日本住宅株式会社、代表取締役、滝村照男でございます。

別紙参考資料をお開きください。

入札年月日、平成30年2月14日、入札参加条件は資料のとおりでございます。

また、入札参加業者については資料のとおり3社でございます。

次のページをお開きください。

工事の概要につきましては、工事場所、大槌町赤浜二丁目地内、工期は平成31年9月30日でございます。

施工概要ですが、構造規模は木造RC造りで地上1階（一部2階）建てでございます。建築面積1,283平方メートル、延べ床面積1,227平方メートル、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、それぞれ一式でございます。

また、施設の位置図と平面図については、次のページ以降に添付してございます。

以上御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 先ほど吉里吉里公民館の話が出て、今度は赤浜ということで、前は安渡ができました。

これで、災害復旧等にかかわるものが、出そろったという感じはするんですが、ただ集落において公民館があって住まれる人がいて、今度の災害復旧等を活用しながら復興事業の中で整理をしていったというのは、それは大義名分であると思うんですけども、ただその工事請負の、例えば予算のベースにしても、例えば安渡は10億を超えている、今度は7億を超えてる、吉里吉里は避難ホールがないので、1億ちょっとだった。

今度のはかければかけたただけ災害復旧ですから、インフラの設置費はでないけれどもランニングの問題もある。吉里吉里においては、とりあえずは災害復旧で公民館機能だけをつくったけれども、避難所機能っていうのは今の吉里吉里体育館に持っておきますよと。ただ、その吉里吉里体育館だってもう40年っていうものがある。

そうした中で、ここで全部出そろったわけきちっと論点整理をして何でこれがここに必要でこういう経費があつて、もちろん財政は試算はしてるでしょうけれど、今後こういう必要維持費管理費がかかっていくと思うんですよね。

今これを見ると、例えば、復興まちづくり支援施設みたいなものと赤浜の公民館の災害復旧が一緒になってグレードのいいものが、住民にとってももの凄いいんですけれども、そういう大槌町内を全部見渡したときにですよ。流されたエリアによってそういう整備がなされてきた。逆に震災で流されなかった地域だってあるわけですよ。

金沢地区小鎚地区、そういうものトータルで見たときの長期ビジョンっていうかね、こういう公共的なものを利用して、さっき使い勝手の話もされていました。

だから、そういうものを一旦整理した中で一覧にして住民にもわかりやすく、こういう状態でここは使えますよとか、こういう状態で将来的にこうだとかっていうのは取りまとめるとは思いますが、そういうものも議会のほうに提示していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○13番（芳賀 潤君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

昨年2月でしたか。議会の全員協議会の皆様にも公共施設等総合管理計画について御説明申し上げました。

もちろん国につきましては少子高齢化に伴いまして、その戦後復興で、ばあっと先ほどの橋の話もそうですけども箱物が建ってまいりました。

ですが、人口減少に伴って、これから1人当たりの管理費がどんどん増大してくるという状況を招きかねないということで、全国の市町村にそういった将来的なビジョンを持って経営しなさい、箱物を管理していきなさいというような指導が、通達が来ておりまして、昨年2月に当町の公共施設等総合管理計画を皆様にお示しいたしました。

ですが、まだ、芳賀議員がおっしゃるとおり全ての建物が建ちそろうているわけではございません。それから災害公営住宅も被災前から比べればすごいストック量にふえるわけですが、そういった管理料もある程度全部はそろって見てから、例えば、維持点検費だとか、それから保険料だとかも含めまして、びっちり一回固めてから、確かにこういった部分でこのぐらいの費用がかかかっていくよ。そして、人口はこうだよ。そして、町の収入はこうだよっていう部分を、町民の皆様にもお知らせして、その部分については、きちっと丁寧に御説明していかなければならないというふうに考えております。

こういった機会をとらえまして、議員の皆様にも十分にこの施設という建てることは、確かに地区の住民とかいろいろな部分で要望がございます。

ですが、これから例えば建てかえるとか、そういった部分においては、ハイブリットな、今回その源水地区の住民の方から集会所が欲しいということでございましたが、あそこのほうに消防会館を建てました。災害復旧で建設いたしました。そして、ハイブリットで、ハイブリットというか併用して使用していただくというような形で、源水自治

会の方々にも御協力を得ました。

そういった形で、これからは単体施設というよりは、何かと複合させながら維持更新してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 議会側が提案されるときに、総合計画で今財政課長言う、公共の建物ですよって、ばふっと出る。

でも、議案には公民館単体で出れば聞いているようで、ここだけに目が行くわけですよ。もちろん住民の方も、自分たちが、例えば災害公営に入ってる人はそうだと思うけど入ってない人もいる。

ただ、地域においては公民館というのは、みんな例えば安渡だったら安渡地区の人、赤浜の人、吉里吉里の人ってこう何となく身近に感じる場所があって、ただほかのエリアを見たときに言われるんですよ。たまに。

吉里吉里に1億何ぼで、あっちにこんなに予算がついたんだって。いや、それはこういうわけなんだって説明はするんですけども、いろんなやっぱり利害はないんですけども、何かやっぱり心にはあるんでしょうね。

ただ、それをひもといていったときに、1番の住民さんが言うのは、建物建てでも維持管理費かかるよなっていう話がされる。それを、今の縦割りできっきの公民館でもこれでしか使えないもんじゃなくてせっかくつくったんであれば住民に還元されるような使い方があって本来だと思います。

今までだと、この目的じゃないとだめですよ、みたいな話があったじゃないですか。

だから、そうじゃなくて、せっかくつくった建物なんであれば、もうつくってるわけだから、いろんな、例えばある程度の年数が経過したらいろんなものに転用したり先ほど財政課長言うように、複合でこれにも使えるあれにも使えるのが1番いいわけですよ。

今、復興期間でいろんな財源があって、いろんなものをつくるのはそれはいいんですけども、ただ、旧来あったものもある。旧来あって今もなおかつ活用しているものもあるし、税金が入っているものもあれば入ってないものもあるわけですよ。自助努力でやっているものもある。

今回の議会でも出て、例えば大ケ口のその避難所みたいなものつくってくれと。でも、つくれば維持管理は大ケ口地区でやるんだと。とにかくつくる財源を補填してほしいん

だということもあれば、ある地域においては、もう集会所もとにかくつくってくれということもあれば。

いろんなことあると思うんですけども、ただ、その地域格差があったり、それではまずいと思うので、そこら辺をある一定期間の中で整理して、今回公民館が全部、例えば赤浜ができた段階でね。事業費が、これがアバウトなのかまた最終的に増減があるのかは、っていう話にもなると思いますので、なんていうのかな種別とか所得が決まった段階で、こういうふうで将来的にはこういうふうだというもの、それがパートⅠ、パートⅡ、パートⅢがあって、町の公の施設っていうものがあるっていう、説明のされ方をされると議会が、あと住民さんも納得すると思うので、ちょっと年数はかかるとは思いますけれども、そういうようにぜひお願いしたい。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第22号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第12 議案第23号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第23号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、沢山地区（第2工区）雨水排水路整備工事。

2、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区大町二丁目8番33号、西松建設株式会社東北支店、支店長、菅原秀明です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。

変更前の契約金額1億1,016万円を、2,270万3,000円増額して1億3,286万3,000円と変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成30年2月6日に行っております。

変更理由は、地中障害物（コンクリート構造物）や岩盤層の出現による影響範囲の拡大、施工方法の変更が必要となったため、事業費の追加を行うものです。

以上御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第23号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第13 議案第24号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第24号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 財産の品名、沢山地区幹線道路。

取得する財産、上閉伊郡大槌町大槌第16地割、第23地割地内の土地及び附帯施設。

取得の方法、随意契約。

取得金額、10億1,718万2,981円。

契約の相手方、盛岡市長田町6番2号アバンサール i、岩手県土地開発公社、理事長、松岡博です。

次のページをごらんください。

取得する財産、土地、岩手県上閉伊郡大槌第16地割地内、公衆用道路223.88平方メートル。岩手県上閉伊郡大槌第23地割地内、公衆用道路6,631.47平方メートル。

物件の種類、道路、道路附帯施設、下水道（雨水）、下水道（汚水）、上水道です。

平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ちょっとお尋ねします。

これは、こないだの台風のときにあふれた場所の雨水の排水路の工事と一緒に入っていますよね。ここの部分に、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおり入っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そのことで前ちょっとお話ししたんですけども、取得には問題ないのですが、ちょっと雨水、今までの部分が狭まってこうなって、それでそれが、木とかいろんなのが流れたためにあふれたってということだったんですね。

それで、今このまま買って、どうなんだろうなっていうそういう思いはやっぱり今まで昔からあったのが小さくなってる。

そういう面についてちょっと前に答弁をいただいたんですけども、もう一度ちょっと。

その辺の問題は、将来的に生じないと思うんでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 以前、お話をさせていただきましたけども、今回は開渠であったところを暗渠にさせていただいたということもあります。

技術的な具体的な話になってしまいますと開渠であれば8割水深、全体の断面の8割を流れればよいということになります。それが暗渠にすることによって全体の断面積のうちの9割を流れれば流化能力としては確保できているということになりますので、計算上はそここのところについての流量上の流れの阻害するものがなければ、流化能力の力については満足しているということになります。

ただ、前回水が吹いたということが実際ありますのでそのどこに何を気にしてるのかということも鑑みたところ、以前にもお話をさせていただきましたがスクリーン部暗渠部分にごみが詰まらないように設置をしていたスクリーン部にですねごみが大量に、かかったために水位が急激に上昇して吹いてしまったといった状況がございますので、これらを解消するべく、30年度において、一部対策工事のほうを行っていきたいというふうに考えてございます

○8番（阿部俊作君） わかりました。それならよろしいです。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この雨水、この排水路だとかそういうのときによく話出すんですけども、国のほうはいろんな天候とか何か話台風被害なども聞いていればよそでもいろんな対策はとっているとは思いますが、国とすれば、大体標準降水が50ミリ単位で各市町村の水路とかそういう雨水対策を行っている。

だけでも、今はもうそういう時代じゃないと。こうしたいろんな天気図によっていろんな何だか線状降水帯だかって非常に大きな雨が来ると、100ミリ100何十ミリと降るとき、この50ミリの対応についてね、やはり地方のほうからも、県とか国のほうに、何とかこの雨水対策の基準となるものをもう少し大幅に見てもらえないか。そういうことを考えていけば、今の俊作君のような質問がないと思うんだよ。

常に、どこでもそうだけでも水路つくって流れてきた木が挟まってあふれたとかね、安渡公民館でもどこでもそうだけでも、一応にしても、昔の水路から見れば、確かに水量を十分のみ込めると言っても必ず何か出てくんだよ。

だから、そういうのについて、県とか国のほうに、お伺い立てられないものか、それとも今やっているのか、その辺についてお伺いします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的に今言っているのは安全率の考え方だと思うんですが、その洪水が確率水門統計の確率によるもので、やっぱ10分の1であるとか100分の1あるとか200分の1あるとかいろいろあるんですが、基本的には、これは国の補助率の、算定における率ですので、多分国のほうにそういった場合は、その分は、国の補助はそこまで何でそれ以上は町の単独費でそれに対応しなさいといわれるのが筋ではないかなと思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 結局そこを言いたいのだ。

だから、そのまま黙って泣き寝入りするのか、国とか県のほうにそれについてこのような方法もあるんじゃないかと。我々大槌町だけかと。日本全国からもそういう声が上がっているんじゃないかっていうのを聞きたいのだ。

だから、そういうことで、やはり住民の安心の安心した生活を維持していくためにはやっぱり必要に迫られてくれば、このような小さな町では町単でやるのは大変だと。

だから、もう少しそこは考えてくれないかというのを、やっぱ訴えるべきところには訴えるべきだと思いますので、その辺はぜひ考えてから行動に移していただきたいと思いますが。いかがですか、町長。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そのことについては、下水道を使っているんですが、河川改修工事のものっていうのが、補助率が3分の1とって非常に低くて。さらに、起債充

当もないというような状態で非常に制度としては、なかなか充実していないので、その点は非常に思っています、そういったものは国土標準化の中でいえば、そういったものを訴えていくのが、本来、日本の中では必要であろうというふうに思っています。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

いろいろな場面で各首長と話すときにそういう話が出ておりました。

やはり50ミリという部分ではありますので、しっかりと私たちもそういう意識を持ちながら、近隣市町村の関係者も含めて、県なり国に対して要望というのについては考えていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第24号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----
日程第14 議案第25号 財産の取得について

日程第15 議案第26号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第25号財産の取得について及び日程第15、議案第26号財産の取得については、議案が撤回されましたので、日程から削除いたします。

----- ○ -----
日程第16 議案第27号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第27号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名、大槌町災害公営住宅買取事業（町方地区）災害公営住宅その2。

2、取得する財産、災害公営住宅8戸及び附帯施設平面駐車場、外部物置等。

3、取得の方法、随意契約。

4、契約の金額、1億4,003万640円。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市向中野二丁目1番1号、大和ハウス工業株式会社岩手支店、支配人、櫻下信。

次のページの資料をお開きください。

戸建て4DK、3戸、木造2階。

長屋2DK(A)、4戸、木造平屋。

長屋2DK(B)、1戸、木造平屋。

附帯施設として外部物置5カ所、平面駐車場6台分。

外構工事一式です。

位置図を添付しております。

以上、御審議のよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第27号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第28号 財産の取得について

○議長(小松則明君) 日程第17、議案第28号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1、財産の品名、大槌町災害公営住宅買取事業(寺野地区) 災害公営住宅その2。

2、取得する財産、災害公営住宅11戸及び附帯施設外構一式。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、1億8,919万3,755円。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市津志田一丁目3番28号、日本住宅株式会社、代表取締役、滝村輝男。岩手県上閉伊郡大槌町上町2番12号、有限会社まるたに商事、代表取締役、谷澤俊宏です。

次のページをお開きください。

物件の種類、災害公営住宅。

住戸タイプは、戸建て3DK、9戸、木造2階。

戸建て4DK、2戸、木造2階。

附帯施設として外構工事一式です。

位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第28号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第29号 大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第29号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 議案第29号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

大槌町沿岸営農拠点センターは、現在、花巻農業協同組合が指定管理を行っており、本年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、改めて指定管理者を指定するものです。

次のページをお開き願います。

施設の概要ですが、設置目的は、地域農業者の経営技術、生産技術等の向上の拠点としての用に供するためです。

名称は、大槌町沿岸営農拠点センター。

位置は、大槌町大槌第16地割28番地です。

構造面積は、鉄骨造り2階建て、1階は866.82平方メートル、2階は196.2平方メー

トルであります。

設置日は、平成27年12月11日。

施設の内容としましては、1階が産地直売所、製品等加工室、レストラン、2階が営農研修室、外構施設として駐車場を備えてあります。

指定する団体の概要ですが、団体の名称は花巻農業協同組合、所在地は岩手県花巻市野田316番地1です。代表者職氏名は、代表理事組合長阿部勝昭です。

設立年月日は、平成10年3月1日。

資本金は、103億4,095万円でございます。

従業員数は693名。

主な活動内容としましては、信用事業、共済事業、購買事業、販売事業、産直事業、指導事業、福祉事業を行っております。

指定管理の期間ですが、平成30年4月1日から平成35年3月31日までといたします。

次のページをお開きください。

指定管理者が行う業務の範囲ですが、大きく分けて四つに区分しております。

一つ目が、施設の事業目的に関する業務。

二つ目が、施設の維持及び保全に関する業務。

三つ目が、天災その他緊急事態の発生時における危機管理に関する業務。

四つ目が、その他業務になります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第29号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第30号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の

変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協
議に関し議決を求めること

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第30号岩手県市町村総合事務組合における共同処
理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求
めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第30号岩手県市町村総合事務組合における共同処理する
事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求め
ることについて説明いたします。

次のページの新旧対照表をごらん願います。

岩手県市町村総合事務組合規約別表第2、第3条関係中、1、常勤の職員に係る退職
手当の支給に関する事務の対象団体の規定に、除く団体として、紫波、稗貫衛生処理組
合の文言を追記するものであります。

附則としましては、当該規約は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第30号岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及
び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを
採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

----- ○ -----

日程第20 議案第31号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決
を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第31号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協
議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第31号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて説明いたします。

次のページの財産処分に関する協議書をごらん願います。

協議内容は、紫波、稗貫衛生処理組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務の共同処理を開始した日の属する年度から、退職手当支給事務の共同処理を終了する日の属する年度までに、岩手県市町村総合事務組合に納付した退職手当に係る負担金総額から、紫波、稗貫衛生処理組合の事務費に相当する額を控除した額が、共同処理開始年度から共同処理終了年度までの岩手県市町村総合事務組合が、紫波、稗貫衛生処理組合の職員に支給した退職手当総額を超える場合は、岩手県市町村総合事務組合はその超える額に相当する額のうち、紫波、稗貫衛生処理組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持ち分額に相当する額を、紫波、稗貫衛生処理組合に還付し、紫波、稗貫衛生処理組合負担額が、紫波、稗貫衛生処理組合支給額に満たない場合は、紫波、稗貫衛生処理組合はその満たない額に相当する額を、岩手県市町村総合事務組合に納付するという内容のものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第31号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第21 議案第32号 町道の路線認定、廃止及び変更について

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第32号町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 別紙をお開きください。

認定する路線、赤浜29号、赤浜30号、赤浜31号線の3路線です。

全部廃止する路線、大槌駅前広場線、新港町1号線、新港町3号線、新港町5号線、新港町6号線、新港町7号線、新港町9号線、新港町10号線、新港町11号線、新港町幹線2号線、安渡公民館線、赤浜筋山線の12路線です。

一部廃止する路線、新港町4号線、赤浜中通り線の2路線です。

変更する路線は、赤浜1号線です。

認定路線図、路線廃止図全部廃止3ページ、路線廃止図一部廃止2ページ、路線変更図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 廃止の部分に関しては触れませんが、地方交付税の中に町道にかかわる算定の部分があると思うんです。

今までの議会においても、この廃止町道が提案されていますが、果たしてこれから新設する道路の部分と今まであった部分と比べて、その町道にかかる交付税というのがどの程度になってくるのかなってところが、結構、入ってくるお金がふえるのかあるいはその減るのかってところを聞きたいんですがいかがでしょうか。

準備していませんか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今回の路線認定それから災害、災害というか被災によって、栄町とか須賀町とかの部分、それから新港町の町道の部分が廃止されるわけなのでございます。ただ、今現在目下その新しい町道も含めまして、例えば安渡地区に町道を新設したり、今回の沢山地区の幹線道路も新設しております。

それで、普通交付税は、まず確かに延長と、それから面積等でも算定されます。それでただ、できたらすぐその結果が反映されるかということではなくて。まずは、もちろん議会で認定、それから廃止の認定を受けたりします。

それから、次に一番大事、大切なのは道路台帳をきちっと具備すること、準備することが地方交付税の算定根拠になりますので、まだ今できたから廃止したからといってすぐに影響がすぐこう出てくるというわけではございません。すぐ追っかけ道路台帳を整備いたしますので、そういった結果が今後この点に関しましては、もちろん東梅康悦議員が御心配のとおり、地方交付税の部分では、先ほど申しましたとおり延長と面積が重要でございますので、そういった部分に関しましても、当初、復興部門とは相談してい

た部分では、先ほどの公共施設等の総合管理計画にも関連するんですが、あまり差異がないだろうと。総面積とかそういう部分においては、ただ、どうしても地方交付税においては、毎年度の単位費用、単価が変動しますので、後は国の施策によって変動しますので、そういった部分を注視しながら、今後議会の皆様にもそのような情報を御報告していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第32号町道路線認定、廃止及び変更についてを採決いたします。

本案は原案とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第22 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて御説明申し上げます。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

今回変更する項目につきましては、徳並辺地に係る計画のうち、町道小鍬線の整備費が、資材高騰などの影響により当初の計画より増額となる見通しであることから、計画の事業費等を変更するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第34号 大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

○議長(小松則明君) 日程第23、議案第34号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長(齋藤正文君) 議案第34号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することにつきまして御説明申し上げます。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

今回変更する項目につきましては、2、産業の振興の事業計画に、二つの事業を追加するものでございます。

一つ目は、農林水産物の高付加価値化を図るため、農林水産業等高次加工処理施設整備事業を追加するものでございます。

二つ目は、当町の観光交流の拠点となる大槌駅を再建するため、大槌駅駅舎整備事業を追加するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第34号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを採決いたします。

本案は原案とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第35号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長(小松則明君) 日程第24、議案第35号定住自立圏形成協定の締結についてを議題

といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第35号定住自立圏形成協定の締結について御説明申し上げます。

次ページの協定書案をごらん願います。

第1条は、協定の目的でございます。釜石市と大槌町が連携と協力により圏域の活性化を図り、魅力ある定住自立圏を形成すること目的とすると規定しております。

第2条は、基本方針として、それぞれが連携を図り、共同し補完し合うことを規定しております。

第3条は、連携する政策分野等についてを。

第4条は、受益の程度を勘案し、費用負担することを規定しております。

第5条及び第6条は、協定の変更及び廃止をしようとする場合はあらかじめ議会の議決を経ることなどを規定しております。

第7条は、協定に関する疑義の解決について規定しております。

別表をごらん願います。

協定書第3条に規定する、連携する政策分野及び取り組みの内容及び役割分担について記載しております。

まず、1、生活機能の強化に係る政策分野でございますが、（1）医療の内容として、圏域での連携強化による地域医療体制の充実などを記載しております。

続いて、（2）福祉について、病後児に係る環境整備などの子育て支援や障害者支援などを記載しております。

次ページをお開き願います。

続いて、介護認定審査会の共同運営を記載しております。

（3）教育について、圏域の体育施設や文化施設の利用促進を。（4）産業振興について産学官連携による中小企業の育成などを記載しております。

次ページをごらん願います。

続いて、観光の促進を記載しております。

（5）防災について防災訓練等による安全安心の確保などを。（6）その他について、消費生活センターの共同利用を記載しております。

次ページをごらん願います。

2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野でございますが、（1）地域公共交通について、駅の整備及び交流人口の拡大などを。（2）地域内外の住民との交流、移住促進について、婚活等のイベントの共同実施を記載してございます。

最後に、3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野でございますが、（1）人材育成について、合同研修等の職員の人材育成などを記載してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。及川伸君。

○10番（及川 伸君） まずは、この自立圏構想についての概略はわかりましたが、この構想に当たって、まず、今なぜこの自立圏構想なのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 人口減少というのはどこの自治体でも問題になってきているかと思えます。

そこで、今後その財政状況等も厳しくなるということは予想されます。

そういった中で、自治体が単独でこれまでの行政サービスというフルセットで行っていくというのは困難になることが予想されるというところでございます。

そういった中で、圏域の中心的な役割を担う中心市、この場合は釜石市になります。

今回、釜石市となりますけれども、釜石市と大槌町が相互の自主性と自立性を尊重しながら役割分担をして連携協力することによって、地域の住民の命と暮らしを守って必要な生活機能を確保して人口定住を促進していきたいというのが目的となります。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 今現在大震災から7年目を迎えようとして、各事業いろいろと混み合っているところもあるし、進展しないところもある中で、職員が足りないというところで、プロパーの職員も、それから応援職員も一生懸命やっている。

いうところで、この人力的な面でね、この事業をやることによって不備は生じないかというところを一つ危惧するんですが、それが1点と、それから、この事業を転がしていくときに経費がかかる。これを分担してやっていくとなると町の持ち出しも出てくると思うんですが、その辺の費用的な問題、それから、この分担に対する割合こういったものをどういうふう考えているのか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） この定住自立圏構想を進める中で、職員への事務負担ということになりますけれども。今回、締結する業務につきましては、これまでも釜石市と共同で実施してきた事業がほとんどでございます。

それを基本として、今回はその定住自立圏形成の協定の締結をするといったところで事務的な負担ということになると、さほど事務的な負担のほうについてはそんなにふえるものではないというふうに認識はしております。

それから、経費の負担についてですけれども、事務を進める中ではこれまでも釜石市は釜石市、大槌町は大槌町として事務を進めてきておりますので、その辺の負担については、これまでと変わりがないというふうに認識しております。

今回その定住自立圏構想を締結することによって、あと交付税措置というのがなされます。釜石市のほうについては4,400万、大槌町については、年間1,500万円が交付税措置が新たにされるということになります。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） わかりました。

内容はわかりましたが、今までやったことの踏襲であれば、事業をやる意味が私はないんじゃないかと思うんですが、ある程度業者にとってメリットが見出せるものであれば、それはやるに越したことはないんだと思うんですが。その辺の理解を十分にやっばりとしていかないと、はい、やりましたはいいが、お金の問題はどうするんだというごたごたが生じては何の意味もないという気がするんですよね。例えば事業によってはその分担の割合が違ってくる場合もあるし、果たして総額4,400万と2,500万。7,000万ぐらいですか。7,000万でこれだけの事業が本当にまわるのかなっていう気がするんですが、将来的にこのメリット、デメリットっていう、ていうものというふうに考えているのか。

その辺を最後に聞かせてください。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） ありがとうございます。

人的負担なり町の負担なりってところでいろいろ御意見をいただきました。おっしゃるとおり大槌町につきましては、非常に財政非常に厳しいということで、今回の定住自立圏の形成の協定を結ぶことによりまして年間1,500万円、このうちほとんど既存事業としております。

つまり新規事業をなるべく抑えることによって通常これまでの同じ手間をかける同じ事業費を同様の同じ事業費をかけることによってその分お金が交付税措置されるということでございますので、今年度につきましては確かに人的ないろいろな手間がかかってはございますけれども一旦協定結んで、ビジョンのほう走り出してからは、それほど手間なりがかからないというふうを考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 時間もあんまりないので、1点だけ。

私ちょっとね、文言に、いつも目がいってしまうんです。申しわけないんですが。

障害の福祉のところの、総合的な障害支援っていう中で、釜石の役割と大槌町の役割ってありますよね。そこで、釜石の役割のほうには、障害者が地域で安心して生活できるよう、というふうに文言があります。なぜこれは大槌町のほうにないのかをちょっと聞きたいなと思っております。いかがですか。

○2番（下村義則君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 障害者が地域で安心して生活できるように障害サービスを進めていくっていうことは、これは釜石市にとっても大槌町にとっても同様のことでございまして、やる内容に違いがあるわけではございませんけれども、表記として、代表的に釜石市のほうに安心して生活できるようにという文言が入ってございますけれども、内容としては、これまでも釜石市と大槌町のこの圏域の中で障害者に対するサービスを圏域としてカバーしていると。

それを共同設置いたしました自立支援協議会の中で調整を図りながら行ってきたところでございまして、その取り扱いが変わるものではございません。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） その内容はわかりますが。ここに、大槌町の役割という中にこの文言を入れてはだめなんですか。別に問題ないんでしょ。

問題ないのであれば、何も入れたって構わないと思うんですが。どうでしょうか。

○2番（下村義則君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 今回協定を締結するに当たって、中心市との役割それから圏域の自治体のほうの役割ということがありますけれども、この表記の仕方については、計画を定める中で中心市としての役割を規定する中で、そういった表記の仕方が必要になるということで。計画を定める上で、そういった表記の仕方をしているというだ

けであってサービスに違いがあるというものではございません。

○2番（下村義則君） それはわかりますけども。です。終わります。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） この協定書の第6条のところなんですけど、読んでいくと3番目に、この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うとなっているんですが、第1項の1が見えないんですが、これはどこにあるのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） これは条例の表記のことになりますけども、第6条のところ、釜石市または大槌町はというところが、第1項の規定になります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第35号定住自立圏形成協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時59分

----- ○ -----

再 開 午後1時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

----- ○ -----

日程第25 議案第36号 平成29年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第25、議案第36号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第36号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税1項町民税、補正額366万円は、個人町民税の現年課税額の確定及び滞納繰越分の収納実績に伴う補正であります。

2項固定資産税、補正額2,433万9,000円は、現年課税額の確定に伴う補正であります。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額24億2,745万7,000円の減は、普通交付税の確定による保留分を計上してはおりますが、復興交付金事業の事業費精査に伴う震災復興特別交付税の減額によるものであります。

11款分担金及び負担金2項負担金、補正額3億8,116万4,000円の減は、一体的な面整備を実施する復興整備事業の事業費精査に伴う水道事業会計負担金の減額によるものであります。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額1,107万8,000円は、今年度の実績見込みに伴う子供のための教育保育給付費負担金等であります。

2項国庫補助金、補正額18億7,178万5,000円は、第20回申請分の復興交付金等であります。

3項委託金、補正額5,186万円の減は、緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金の国庫補助金への財源振替に伴う減額であります。

14款県支出金1項県負担金、補正額787万3,000円の減は、今年度の実績見込みに伴う災害弔慰金負担金等の減額であります。

2項県補助金、補正額1,210万4,000円は、今年度の実績見込みに伴う生活再建住宅支援事業補助金等であります。

3項委託金、補正額3,675万9,000円の減は、子供の学習支援による復興支援事業委託金の県補助金への財源振替に伴う減額であります。

15款財産収入2項財産売払収入、補正額8億9,992万円の減は、防集団地の売り払い実績による減額であります。

16款寄附金1項寄附金、補正額3,060万円は、ふるさと納税及び教育費寄附金の実績見込みによるものであります。

17款繰入金1項特別会計繰入金、補正額29億8,244万6,000円の減は、復興整備事業の今年度の実績見込みに伴う下水道事業及び漁業集落排水処理事業特別会計繰入金の減額であります。

2 項基金繰入金、補正額85億4,635万8,000円の減は、復興交付金事業の今年度の実績見込みに伴う東日本大震災復興交付金基金繰入金等の減額であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額 5 億93万5,000円は、前年度繰越金の保留分を計上したものであります。

19款諸収入 3 項貸付金元利収入、補正額371万7,000円の減は、今年度の実績見込みに伴う中小企業融資預託金回収金の減額であります。

2 ページをお開きください。

4 項雑入、補正額 1 億6,221万7,000円は、災害公営住宅整備事業の実績見込みに伴う日本赤十字社東日本大震災復興支援事業補助金及び仮設商店街の撤去に伴う仮設施設有効活用等事業助成金等であります。

20款町債 1 項町債、補正額 1 億5,149万円の減は、事業費精査に伴う道路橋梁債及び臨時財政対策債の確定に伴う減額であります。

3 ページをお願いします。

歳出。2 款総務費 1 項総務管理費、補正額 6 億1,248万8,000円は前年度繰越金によるふるさとづくり基金積立金等であります。

2 項徴税费、補正額600万円の減は実績見込みによる町税過年度還付金の減であります。

7 項地方創生費、補正額201万8,000円の減は、地方創生事業の今年度の実績見込みに伴う減であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額1,111万9,000円の減は、今年度の給付費見込みに伴う国民健康保険特別会計繰出金等の減であります。

2 項児童福祉費、補正額1,608万7,000円は、実績見込みに伴う保育所運営費委託料であります。

3 項災害救助費、補正額750万円の減は、実績見込みに伴う災害弔慰金の減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額226万3,000円の減は、実績見込みに伴う浄化槽設置整備事業補助金の減であります。

2 項清掃費、補正額1,540万円の減は、事業費の確定に伴う旧大槌中学校プール解体工事費等の減であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額520万円の減は、国土調査事業の今年度の実績

見込みに伴う地籍図作成業務委託料等の減であります。

3 項水産業費、補正額160万2,000円の減は、大槌町漁業担い手育成支援事業補助金等の実績見込みに伴う減であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額371万7,000円の減は、中小企業融資利子補給金等の実績見込みに伴う減であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額 1 億2,103万2,000円の減は、小鮎線道路改良工事等の事業費精査に伴う委託料及び工事費の減であります。

3 項河川費、補正額500万円の減は、事業費精査に伴う準用河川整備工事に伴う調査設計業務委託料の減であります。

4 項都市計画費、補正額1,410万2,000円は、今年度の事業費精査による下水道事業特別会計繰出金であります。

5 項住宅費、補正額 1 億2,530万4,000円の減は、今年度の災害公営住宅家賃低廉化事業補助金の確定に伴う町営住宅等基金積立金等での減であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額1,854万円の減は、林野火災警戒等に伴う消防団の出動手当を計上してはおりますが、復興事業に伴う消火栓設置負担金の事業費精査に伴う減であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額1,313万円は、教育費寄附金にかかる教育振興基金積立金等であります。

2 項小学校費、補正額250万円の減は、事業費精査に伴うこども教育センター運営スタッフ謝金の減であります。

4 ページをお開きください。

4 項義務教育学校費、補正額400万円の減は、小中一貫教育校の光熱水費の減であります。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、補正額673万6,000円の減は、事業費精査に伴う災害査定による事業費の確定に伴う減であります。

2 項土木施設災害復旧費、補正額279万1,000円の減は、台風15号に伴う町道宮沢峠線ほか道路災害復旧工事を計上しておりますが、本年度の災害復旧事業の事業費精査に伴う県負担金等の減であります。

3 項文教施設災害復旧費、補正額2,400万円の減は、災害復旧事業の実績見込みに伴う吉里吉里分館災害復旧工事の減であります。

13款諸支出金 2項災害援護資金貸付金、補正額2,937万8,000円の減は、今年度の貸付見込みによる災害援護資金貸付金の減であります。

15款復興費 1項復興総務費、補正額 6億5,862万1,000円は、第20回申請分に係る復興交付金基金積立金等であります。

2項復興推進費、補正額117億3,300万円の減は、一体的面整備を伴う復興整備事業の事業費精査に伴う減であります。

4項復興農林水産業費、補正額 1億4,579万円の減は、水産業共同利用施設、復興整備事業補助金の事業費精査に伴う減であります。

5項復興商工費、補正額1,535万7,000円の減は、産業復興企業マッチング調査業務委託料等の交付金申請の採択結果に伴う減であります。

6項復興土木費、補正額 4億9,925万4,000円の減は、町道交付金事業に伴う用地買収費及びがけ地近接等危険住宅移転事業補助金等の事業費精査に伴う減であります。

7項復興都市計画費、補正額 3億605万2,000円の減は、事業費精査に伴う住宅再建者利子補給金等の減であります。

8項復興用地建築費、補正額 7億8,000万円の減は、復興事業に伴う用地買収費及び物件補償費等の事業費精査に伴う減であります。

9項復興防災費、補正額1,590万9,000円の減は、防災備蓄倉庫整備事業の事業費精査に伴う減であります。

11項復興社会教育費、補正額2,650万円の減は、埋蔵文化財、発掘事業の事業費精査に伴う減であります。

12項復興支援費、補正額 2億7,079万2,000円の減は、住宅再建の加速化に伴う、被災者住宅再建支援事業補助金等を計上してはおりますが、事業費精査に伴う被災者住宅利子補給金等の減であります。

5ページをお願いします。

第2表、繰越明許費、追加。款、項、事業名及び金額の順に読み上げをいたします。
なお、款及び項が同様の場合は省略させていただきます。

2款総務費 1項総務管理費、固定資産台帳整備支援事業、954万9,000円。

3項戸籍住民基本台帳費、住居表示整備事業、77万円。

3款民生費 2項児童福祉費、保育所等整備事業、497万2,000円。放課後児童健全育成事業、70万2,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、斎場整備事業、6,600万円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、国土調査事業、710万円。

8 款土木費 1 項土木管理費、道路整備促進事業、60万円。

9 款消防費 1 項消防費、防災費事業2,500万円。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、農林施設災害復旧事業、1,110万円。

15 款復興費 1 項復興総務費、情報通信基盤災害復旧事業、3,902万8,000円。

2 項復興推進費、市街地復興事業、1,200万円。

3 項復興政策費、震災記録誌編纂事業、772万7,000円。

6 ページをお開き願います。

鎮魂の森整備事業、600万円。

6 項復興土木費、がけ地近接等危険住宅移転事業、3,630万4,000円。

7 項復興都市計画費、防災集団移転促進事業、1,200万円。復興地域づくり加速化事業8,511万8,000円。

8 項復興用地建築費、災害公営住宅整備事業 3 億5,500万円。防災集団移転促進事業、2,143万9,000円。赤浜地区漁業集落防災機能強化事業、378万円。安渡地区津波復興拠点整備事業、1,218万4,000円。復興環境整備事業、12万5,000円。

9 項復興防災費、(仮称)御社地エリア復興拠点施設整備事業、5,500万円。

12 項復興支援費、大槌町中小企業被災資産復旧事業費補助金650万円。

いずれも事業の進捗等により工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの23件であります。

7 ページをお願いします。

変更。款、項、事業名及び補正前、補正後の金額の順に読み上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略いたします。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)橋梁長寿命化分、8,500万円、7,250万円。社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)9,500万円、2,270万円。社会資本整備総合交付金事業(復興枠)、22億5,000万円、22億5,100万円。小鮎線道路改良事業、4,700万円、3,500万円。町道新設事業、3,061万円、1,800万円。町道改良事業、2,000万円、1,600万円。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業(過年災)9,923万4,000円、6,100万円。公共土木施設災害復旧事業(現年災)1,686万5,000円、

1,500万円。

15款復興費 1 項復興総務費、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金140万円、655万円。

4 項復興農林水産業費、水産業共同利用施設設備復興整備事業、2億6,421万5,000円、1億4,809万4,000円。水産業共同利用施設設備導入等支援事業、6,470万4,000円、9,240万4,000円。

6 項復興土木費、花輪田地区道路改良事業、6,447万8,000円、6,777万7,000円。

事業費精査に伴う金額の変更12件であります。

8 ページをお開き願います。

第3表地方債補正、変更。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略させていただきます。

携帯電話等エリア整備事業、1,090万円、930万円。

地方創生推進交付金事業、1,000万円、620万円。

災害援護資金貸付事業、5,250万円、2,280万円。

旧大槌中学校プール解体撤去事業、3,000万円、1,960万円。

森林環境保全直接支援事業、210万円、110万円。

道路橋梁整備事業、2億370万円、1億3,570万円。

林道施設災害復旧事業、690万円、710万円。

9 ページをお願いします。

公共土木施設災害復旧事業、3,320万円、3,450万円。

一般単独災害復旧事業、230万円、350万円。

公立社会施設災害復旧事業、7,900万円、5,500万円。

臨時財政対策債、1億7,833万6,000円。1億6,264万6,000円。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 国土調査について、現在、どの辺までっていうか、調査の予定っていうかね、早く終わらせるように願っているわけなんですけども、その辺の現状の状況どのようなものでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 国土調査のほうでございますが、今年度は生井沢の部分をやっております。

それから、この繰り越しの部分については須賀町を栄町の一帯を予定している部分が、ちょっと工程がおくれているので繰り越しするということです。来年は吉里吉里地区の部分。これは国の復興予算の枠の中から出ている国土調査の部分ですので、復興関連の地域を主に現在やってくれる人、それ以外の山のほう、こちらのほうは、まだ、はっきり申し上げて何十年というふうにかかる国の負担金が限られていますので、それからいくと何十年かかっていくということです。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

6 ページをお開きください。6 ページ全般。阿部俊作君。

○8 番（阿部俊作君） まず、住宅再建。あるいは住宅は非常に町民の望んでいるところがあります。

それで、災害公営住宅の繰り越しで順調に進んでいてこうなのか。あるいはちょっと何か遅れがあったのか。この3億の金額について、どうなんでしょうと。思って。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） お答えいたします。

災害公営住宅の建設の工程は、公表しているとおり順調に進んでおるところでございます。

今回のこの繰越金の内訳でございますけれども、本日は議決をいただきました町方地区の大和ハウスとの契約分、それから寺野地区の日本住宅との契約分等の支払い分の繰り越しとなっております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。及川伸君。

○10 番（及川 伸君） 繰越明許に全般に関して確認を1点お伺いしたいと思います、万が一新年度から消費税率が2%値上がりした場合、総事業費はこれ順当に2%上がると見てよろしいのかというのがまず1点と、それからもし上げるとすればどのぐらいの総事業費が見込まれるのかという2点。お伺いします。

○議長（小松則明君） 全般の話なので、財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

消費税の増税に関しましては、来年度の10月というふうに、たしか今ところ情報が来てるはずでございましたので。だから、平成31年、平成31年度という言い方がちょっと

あれなんですけど、平成31年度でございますので、これは30年度に繰り越す分でございますので、まだ消費税の影響を加味してないという状況でございます。

(「進行」の声あり)

○議長(小松則明君) 進行いたします。

7ページに入ります。変更。進行いたします。

8ページ、第3表地方債補正。変更。進行いたします。

9ページ。進行いたします。

12ページをお開きください。

歳入。1款町税1項町民税。進行いたします。

2項固定資産税。進行いたします。阿部義正君。

○12番(阿部義正君) 町税のところの町民税も固定資産税も関連しますが、現在の現時点の収納率の状況はどのようになっているのかと、出納閉鎖までにどのような状況になっていくかその辺伺います。

○議長(小松則明君) 税務課長。

○税務課長(三上 徹君) お答えをいたします。

順調に推移しておりまして、実は現年度部分については、1. 数%収納率が上がっているという状況です。

滞納繰越分については、本年度は現年分を中心に徴収をしている関係で、昨年度から見れば率は落ちてはいるんですが、大体3割以上はきちっと確保できる見通しになっていきますので、相対的に1%程度は収納率は上がるというふうに考えていました。

○議長(小松則明君) 阿部義正君。

○12番(阿部義正君) 収納率の向上が図られるというそういうお話でございますが、当局のほうといたしましては収納率の向上の主な原因というか、大変いいことなんですけど、その辺はどのように分析しているかその辺伺います。

○議長(小松則明君) 税務課長。

○税務課長(三上 徹君) それでは、お答えをいたします。

徴収事務に関しては、例えばこの手段を用いたことによって収納率が特段に上がるという、もし手段があるのであれば、全市町村とそのようなことしているので、実は徴収に関しては全く王道というものはございません。ただ、地道に少しずつやるべきことをやっていくというスタンスが大事であります。

ですから、私どもきちっと納めていただいている方々に、批判等ないように、やはり公平に扱うためには、納められない人に対してはきちっと相談を受け付けて、納めない人に対しては滞納処分等を用いて徴収をしていくというスタンスを地道に積み重ねた結果現在このようになっているということです。

滞納額の縮減が、大分図られているわけですが、それらについては、滞納繰越分等で、やはり大きな部分、今まで分母的に多かった部分を、徴収をしていきまして、滞納処分等換価をいたしまして、その分少なくしているということなので、全体的に見て率は上がっているということになります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

9 款 地方交付税 1 項 地方交付税。進行いたします。

11 款 分担金及び負担金 2 項 負担金。進行いたします。

13 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金。13 ページに移ります。

2 項 国庫補助金。進行いたします。

14 ページ 上段。3 項 委託金。進行いたします。

14 款 県支出金 1 項 県負担金。進行いたします。

2 項 県補助金。15 ページ 全般。進行いたします。

16 ページ 上段まで。進行いたします。

3 款 委託金。進行いたします。

15 款 財産収入 2 項 財産売払収入。進行いたします。

16 款 1 項 寄附金。進行いたします。

17 款 繰入金。1 項 特別会計繰入金。進行いたします。

2 項 基金繰入金。進行いたします。

18 款 繰越金 1 項 繰越金。進行いたします。

19 款 諸収入 3 項 貸付金元利収入。進行いたします。

4 項 雑入。18 ページ 上段まで。進行いたします。

20 款 町債。1 項 町債。

19 ページ に入ります。

歳出に入ります。

総務費。1 項 総務管理費。進行いたします。

2 項 徴税费。進行いたします。

7 項地方創生費。

20ページに入ります。

3 款民生費 1 項社会福祉費。進行いたします。

2 項児童福祉費。進行いたします。

3 項災害救助費。進行いたします。

4 款衛生費。 1 項保健衛生費。

21ページ上段まで。

2 項清掃費。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。進行いたします。

3 項水産業費。 22ページの上段まで。進行いたします。

7 款商工費 1 項商工費。進行いたします。

8 款土木費 2 項道路橋梁費。進行いたします。

23ページに入ります。

3 項河川費。進行いたします。

4 項都市計画費。進行いたします。

5 項住宅費。進行いたします。

9 款消防費 1 項消防費。

24ページに入ります。

10款教育費 1 項教育総務費。進行いたします。

2 項小学校費。進行いたします。

4 項義務教育学校費。進行いたします。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費。進行いたします。

2 項土木施設災害復旧費。

25ページに入ります。

2 項土木施設災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費。進行いたします。

13款諸支出金 2 項災害援護資金貸付金。進行いたします。

15款復興費 1 項復興総務費。

26ページ。 2 項復興推進費。進行いたします。

4 款復興農林水産業費進行いたします。

5 項復興商工費。 27ページ上段まで。進行いたします。

6 項復興土木費。進行いたします。

7 項復興都市計画費。28ページ上段まで。進行いたします。

8 項復興用地建築費。進行いたします。

29ページに入ります。

9 項復興防災費。進行します。

11項復興社会教育費。進行いたします。

12項復興支援費。30ページまで。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第36号平成29年度大槌町一般会計補正予算（第5号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第26 議案第37号 平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第26、議案第37号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第37号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて御説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、医療費一部負担金免除措置延長等に伴う保険給付費の増額など、決算見込みによる補正が主な内容であります。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入1款国民健康保険税1項国民健康保険税、補正額1,223万5,000円の減は、決算見込みによる一般被保険者国保税1,174万1,000円の減額及び退職被保険者等国保税494万円の減額であります。

4款国庫支出金2項国庫補助金、補正額3,954万9,000円の増は、決算見込みによる財

政調整交付金の増額であります。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金、補正額1,502万6,000円の減は、交付金の確定による減額であります。

11 款繰入金 1 項他会計繰入金、補正額604万円の減は、保険基盤安定負担金繰入金及び保険財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う減額であります。

12 款繰越金 1 項繰越金、補正額3,441万2,000円の増は、前年度繰越金であります。

2 ページをお開き願います。

歳出。2 款保険給付費 1 項療養諸費、補正額8,189万9,000円の増は、医療費一部負担金免除措置延長に伴う療養給付費の増額であります。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金、補正額4,054万3,000円の減は、拠出金確定による減額であります。

8 款保健施設費 1 項特定健康診査等事業費、補正額69万6,000円の減は、決算見込みによる事業費の減額であります。

以上、平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,066万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億5,853万2,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。進行いたします。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

6 ページをお開きください。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金。進行いたします。

11 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行いたします。

12 款繰越金 1 項繰越金。

7 ページ。歳出に入ります。2 款保険給付費 1 項療養諸費。進行いたします。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金。進行いたします。

8 款保健施設費 1 項特定健康審査等事業費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第37号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第27 議案第38号 平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第27、議案第38号平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1 ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。1款分担金及び負担金1項負担金、補正額1,425万3,000円の減は、下水道受益者負担金の確定によるものです。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額3億1,141万円の減は、一般会計繰入金です。

2項基金繰入金、補正額16億2,756万1,000円の減は、復興交付金事業の見込み額精査による東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額によるものです。

8款1項町債、補正額2億2,940万円の減は、下水道事業債で事業費の精査による減額であります。

2 ページ目をお開きください。

歳出です。1款1項下水道管理費。補正額524万2,000円の減は、地方公営企業法適化業務委託料の減で、これは事業費の一部を平成30年度に再計上するものです。

2款下水道事業費1項下水道整備費。補正額730万円の減は、移設補償金の減額によるものです。

6款復興費1項下水道整備費、補正額21億7,008万2,000円の減は、町方地区鉄道交差部雨水管整備事業負担金の減額によるものと、一般会計において一体的面整備で行う下水道事業減額に伴う一般会計繰出金の減額です。

3 ページ目をお願いします。

第2表繰越明許費です。変更です。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費、事業名、施設費（汚水）、補正前7,709万1,000円を135万5,000円増額して補正後7,844万6,000円に変更します。

4 ページをお開きください。

第3表地方債補正です。変更です。

起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額 7 億5,900万円を、補正後は 2 億2,940万円減額して、限度額 5 億2,960万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21億8,262万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億6,374万7,000円とするものです。

以上、御審議のよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。第2表、繰越明許費、変更。進行いたします。

4 ページ、地方債。待ってください。

地方債補正。進行いたします。

7 ページをお開きください。歳入一括します。進行いたします。

8 ページ、歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第38号平成29年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

守議員、本当に進行ありがとうございます。

○

日程第28 議案第39号 平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君）では、日程第28、議案第39号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1 ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1億3,245万9,000円の減は、一般会計繰入金です。

2項基金繰入金、補正額5億6,845万円の減は、復興交付金事業の見込み額精査による東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額によるものです。

8款1項町債、補正額5,810万円の減は、漁業集落排水事業債で事業費の精査による減額であります。

2 ページ目をお開きください。

歳出です。1款1項下水道管理費、補正額107万4,000円の減は、地方公営企業法適用化業務委託料の減で、これは事業費の一部を平成30年度に再計上するものです。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額7億5,793万5,000円の減は、主に一般会計において、一体的面整備で行う漁業集落排水処理施設整備事業減額に伴う一般会計繰出金の減額です。

3 ページ目をお願いします。

第2表繰越明許費です。変更です。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、事業名、漁業集落防災機能強化事業、補正前800万円を、2,900万円増額して、補正後3,700万円に変更するものです。

4 ページ目をお開きください。

第3表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業、補正前の限度額1億5,650万円を、補正後は5,810万円減額して、限度額9,840万円に変更するものです。起債の方法利率償還の方法につきましては補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ7億5,900万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億2,317万2,000円とするものです。

以上御審議のよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表繰越明許費。変更。進行いたします。

4ページをお開きください。第3表地方債補正。変更。

7ページをお開きください。歳入一括します。進行いたします。

8ページ、歳出一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第39号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前13時59分

----- ○ -----

再 開 午後14時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

----- ○ -----

日程第29 議案第40号 平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第29、議案第40号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第40号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて御説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入1款保険料1項介護保険料、補正額300万円の減は、現年度分特別徴収保険料の減額であります。

3款国庫支出金1項国庫負担金、補正額845万6,000円の増は、現年度分介護給付費負担金の増額であります。

2 項国庫補助金、補正額260万9,000円の増は、現年度分調整交付金の増額であります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金、補正額1,217万4,000円の増は、現年度分の介護給付費交付金の増額であります。

5 款県支出金 1 項県負担金、補正額567万5,000円の増は、介護給付費負担金の増額であります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、補正額543万5,000円の増は、介護給付費繰入金の増額であります。

2 項基金繰入金、補正額1,213万1,000円の増は、介護給付費準備基金繰入金の増額であります。

2 ページをお開き願います。

歳出。2 款保険給付費 1 項介護サービス費等諸費、補正額4,170万円の増は、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費の増額であります。

2 項介護予防サービス等諸費、補正額18万円の増は、介護予防住宅改修費に係る給付費の増額であります。

4 項高額介護サービス等費、補正額40万円の増は、高額介護サービス費に係る給付費の増額であります。

6 項特定入所者介護サービス等費、補正額120万円の増は、特定入所者介護サービスに係る給付費の増額であります。

以上、平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,348万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,723万4,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。歳入一括します。

6 ページ上段まで。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） きのうからの話だけでも、介護給付費準備基金繰入金というところに1,213万1,000円ってありますけれども、きのうの説明のとき、基金から4,000万だけ充てると。残りが確か同じくらいの金額の話だと思っておりますけれども。この件についての説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君）　きのうもお話しにつきましては、きのうの時点ではまだ補正予算が成立前の状況でお話をしておりますけれども、今回この補正予算が成立いたしました場合は1,213万1,000円を増額をいたしまして、若干基金の残額についてもふえる見込みではございますが。先日御説明申し上げましたとおり、介護保険につきましては予期せぬ給付増に対応するため、一定額の基金の残額というのは確保しておく必要がございますので、今回7期の介護保険料の軽減につきましては、そのうちから4,000万円を保険料軽減に活用いたしまして、残りの金額につきましては予期せぬ給付増への対応分として確保しておくということでございます。

○議長（小松則明君）　金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君）　現在ほどくらいありますか。

○議長（小松則明君）　民生部長。

○民生部長（才川拓美君）　28年度末の現在の残高で、おおよそ9,000万円程度というところでございます。

○議長（小松則明君）　進行いたします。下村義則君。

○2番（下村義則君）　先ほど住宅改修というのをちょっと聞きました。住宅改修というような、なんかありましたよね。そういうのが。

○議長（小松則明君）　今、歳入。5ページ。

○2番（下村義則君）　済みません。じゃあ次にやります。

○議長（小松則明君）　7ページ、歳出に入ります。

一括します。8ページまで。下村義則君。

○2番（下村義則君）　済みません。先ほどの住宅改修の件なんです、町のほうでの住宅改修に例えば、どのぐらいの金額でどのぐらいまでの補助があるとかそういうのを、なんかを教えてもらえれば。例えばなんです、手すりとか階段の何がいろいろありますよね。それをちょっと教えてもらえませんか。上限額と補助額っていうのを。

○議長（小松則明君）　長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君）　お答えします。

要支援者の認定を受けた方の小規模な住宅の改修工事で手すりとか、玄関の割り振りとかそういうふうなものになります。

改修費の給付額につきましては、費用額の20万円を限度としております。（「聞こえなかった」の声あり）改修の費用額のほうの限度額は20万円でございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） ちょっと20万の事業のほかにも、別な事業ないですか。なんか、ちょっと聞いたところによると40万つうのも何かあるとがって聞いたんですが…。町の関係じゃないんですか。

○議長（小松則明君） 中身は別。下村議員、40万のほうのやつは確か別な、県のほう。一応質問ということで、皆様にわかるように。コミュニティ支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 恐らく、住宅再建をする際の補助金のバリアフリーの関係だと思います。

○2番（下村義則君） 住宅再建のときのですか。わかりました。進行。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第40号平成29年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----
日程第30 議案第41号 平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第30、議案第41号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第41号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて御説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、保険料収入等の決算見込みに伴う補正が主な内容であります。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料、補正額67万5,000円の増は、保険料の決算見込みによる増額であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金、補正額209万円の減は、保険基盤安定負担金繰入金

確定による減額であります。

2ページをお開き願います。

歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額141万5,000円の減は、保険基盤安定負担金の減額であります。

以上、平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,010万1,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入一括します。進行いたします。

6ページ、歳出一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第41号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第31 議案第42号 平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第31、議案第42号平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第42号平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、平成29年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用、補正予定額400万円の減、計3億1,815万3,000円。

第1項営業費用、補正予定額400万円の減は、減価償却費再計算による減額です。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額95,761千円は、当年度消費税及び、地方消費税資本的収支調整額4,027千円、当年度分損益勘定留保資金91,734千円で補てんするものとする。」に改める。

収入。第1款資本的収入、補正予定額7億4,801万8,000円の減、計11億8,990万7,000円。

第1項企業債、補正予定額1億1,960万円の減は、工事請負費等の減額によるものがあります。

第2項補助金、補正予定額6億344万5,000円の減は、工事請負費等による減額によるものであります。

第4項負担金、補正予定額1,954万8,000円の減は、消火栓設置工事に伴う、負担金の減額であります。

第5項工事負担金、補正予定額542万5,000円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

支出、第1款資本的支出、補正予定額7億4,258万1,000円の減、計12億8,566万8,000円。

第1項建設改良費、補正予定額3億6,141万8,000円の減は、災害復旧費等の工事請負費の減額であります。

第4項繰出金、補正予定額3億8,116万3,000円の減は、CMR等へ一括委託している復興事業における水道事業会計負担金の減額であります。

第4条、予算第5条に定めた企業債について次のとおり改める。

起債の目的、排水施設整備事業、限度額、補正前8,610万円、補正後4,600万円。公営企業災害復旧事業、限度額、補正前2億4,320万円、補正後1億6,370万円、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様ですので省略させていただきます。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「308,140千円」を「206,924千円」に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページから始まります。第4条企業債。進行いたします。

5ページをお開きください。平成29年度大槌町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書6ページまで。進行いたします。

7ページに入ります。平成29年度大槌町水道事業会計予定損益計算書8ページまで。進行いたします。

9ページに入ります。平成29年度大槌町水道事業予定貸借対照表11ページまで。進行いたします。

12ページに入ります。収益的収入及び支出。支出。1款水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

13ページ、資本的収入及び支出。

収入一括いたします。進行いたします。

14ページに入ります。支出一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第42号平成29年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第32 議案第43号 平成30年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第33 議案第44号 平成30年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第34 議案第45号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第35 議案第46号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて

日程第36 議案第47号 平成30年度大槌町介護保険特別会計予算を定めること
について

日程第37 議案第48号 平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定め
ることについて

日程第38 議案第49号 平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めることにつ
いて

○議長（小松則明君） 日程第32、議案第43号平成30年度大槌町一般会計予算を定めるこ
とについてから日程第38、議案第49号平成30年度大槌町水道事業会計予算を定めること
についてまでの予算7件について一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております予算7件の審査につきましては、委員会条例第5条の
規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査すること
にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、予算7件の審査は、議員全員によ
る予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決定いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会したいと思いますが、これに
御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、審査が終了するまで、本会議を
休会とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条
第2項の規定により、年長委員の小笠原正年君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会

午後2時31分